

令和4年度和歌山県相談支援従事者初任者研修 A 実施要領

1 研修の目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質向上を図ることを目的とする。

2 研修日程(全7日間)・場所

※受講生のグループの振り分けは事務局で行います。ご希望には添いかねますのでご了承ください。

1グループ

	日 程	場 所	
講義	1日目 6月30日(木)	和歌山市南コミュニティセンター (和歌山県和歌山市紀三井寺 856)	
	2日目 7月 1日(金)		
演習	3日目 7月12日(火)	和歌山市中央コミュニティセンター (和歌山市三沢町 1-2)	
	4日目 7月13日(水)		
	5日目 8月 9日(火)		和歌山市北コミュニティセンター (和歌山市直川 326-7)
	6日目 9月 8日(木)		和歌山市中央コミュニティセンター (和歌山市三沢町 1-2)
	7日目 9月 9日(金)		

2グループ

	日 程	場 所
講義	1日目 6月30日(木)	県立情報交流センタービッグU (田辺市新庄町 3353-9)
	2日目 7月 1日(金)	
演習	3日目 7月12日(火)	
	4日目 7月13日(水)	
	5日目 8月 9日(火)	
	6日目 9月 8日(木)	
	7日目 9月 9日(金)	

3 受講定員

120名 (2つのグループに分けて開催)

※会場によっては、リモート開催となります。

4 研修対象者

次の①から④のいずれかに該当する者、かつ、研修要件を満たす者

- ① 別紙1に示す業務別の必要経験年数を令和4年9月1日現在で満たす予定の者で、行政機関が委託する各相談事業に従事している者
- ② 別紙1に示す業務別の必要経験年数を令和4年9月1日現在で満たす予定の者で、人事異動等により、相談支援専門員としての配置が確定している者
- ③ 別紙1に示す業務別の必要経験年数を令和4年9月1日現在で満たす予定の者で、相談支援専門員として活動する予定のある者
- ④ 相談支援事業を担当する行政機関職員

<研修要件>

- 県内の事業所に所属している者、または、県内在住者
- 研修中に提示する、障害福祉に係る事例に関する課題を受講者各自で作成し、研修講師が指定する手続を経た後、指定の日までに提出することが可能な者
(課題として提出することについて、障害のある方本人、事業所の同意を得ておくこと)
- 県内市町村における相談支援の基盤整備を円滑にすすめるため、研修修了者名簿を県内市町村に対し情報提供するので、それに同意できる者

5 受講申込書等の提出

希望者は、**所属する法人(団体)を通じてインターネットにより**申し込んでください。

- ・原則としてインターネットでの申し込みとします。和歌山県福祉事業団のホームページにあります申込フォームよりお申し込みください。

<インターネット申し込みの手順>

- 和歌山県福祉事業団のホームページに接続します。 (<https://www.wfj.or.jp>)

トップページ → **研修案内** → **令和4年度和歌山県相談支援従事者初任者研修**

→ **申込フォーム** より必要事項を入力し、入力したデータを送信してください。

データを送信しましたら表示されます【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷し、郵送して下さい。

- ※ インターネットでの申込完了後に自動で申込確認メールが届きます。そちらからも【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷することが可能です。
- ※ インターネットセキュリティの関係で自動メールが届かない場合があります。その際にはお手数ですが、和歌山県福祉事業団までご連絡ください。
- ※ インターネット環境が無く、申し込みができない方については、申込書を郵送しますので和歌山県福祉事業団までご連絡ください。

<郵送するもの(令和4年5月27日消印有効)>

- ・ウェブ申し込み完了確認書 (インターネット申込完了後に印刷したもの)
- ・実務経験証明証(※1)
- ・資格証の写し(必要な方)



申し込みフォームはこちら

※1 実務経験証明証について

「4 研修対象者」記載の、①～④の実務要件を証するため、様式2「実務経験証明書」(社会福祉主

事等の資格要件に該当する場合はその資格証の写し等の提出も含む)が必要となります。

例) A事業所に3年、B事業所に2年勤務の場合は、A事業所、B事業所それぞれについて記載が必要です。

同一法人内で複数の事業所等へ従事した場合は、1枚の実務経験証明書に併せて記載してください。

異なる法人での実務経験をもって要件を満たす方は、それぞれの法人にて証明していただく必要があります。

【申込書送付先(問い合わせ先)】

和歌山県福祉事業団本部 (FAXでの申込みは不可)

〒649-2102 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田 2456-1

TEL 0739-47-6640

[E-mail:soudankenshu@wfj.or.jp](mailto:soudankenshu@wfj.or.jp)

【申込受付期間】

令和4年5月9日(月)～5月27日(金)(消印有効、データは5月27日必着)

注) 申込受付期間を厳守してください。提出書類不備の場合は受付できませんので、

不備のないよう十分確認のうえ提出してください。

6 受講者の決定及び通知

受講の可否については、申込者全員に通知します。

なお、申込者多数の場合は、研修対象者として認められる者のうち、**先着順**とします。

7 修了証書

・全日程を修了した者に対し、修了証書を交付します。

・原則、遅刻・欠席・早退がある場合、また、指定課題の提出がない場合は修了証書を発行できません。

・著しく受講態度の悪い方(私語、居眠り等)についても修了とならない場合があります。

8 経費等

研修会参加費は7,000円とします。(研修1日目の受付時に徴収します。)

なお、研修参加に伴う旅費及び宿泊費等については、受講者(所属する法人等含む)が負担してください。

9 その他

・研修当日、入室前に検温を実施します。

37.5℃以上の発熱のある人は入室をお断りし、その日以降の受講は不可とします。

・会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ乗り合わせて来場ください。

・交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。

・研修当日、公共交通機関(電車等)で事故等が生じたことにより運行停止となる等の事情により、研修開始時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに和歌山県福祉事業団本部までそのことを連絡するとともに、その旨を会場係員に申し出てください。

公共交通機関の事故等による事情であることが証明できる書類(公共交通機関が発行する遅延証明書等)の交付を受けてください。

※この場合以外の遅刻は認められません。

・警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。

変更・中止につきましては、研修当日の午前7時以降に和歌山県福祉事業団ホームページでご確認ください。

- ・警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しく下さい。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生状況により、日程・会場等を変更する場合がありますので、ご了承ください。

10 個人情報の取扱い

- ・お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、県と和歌山県福祉事業団が共有します。
- ・お預かりした個人情報を基に名簿を作成（氏名、所属事業所名、生年月日、受講年度）し、修了者名簿として各市町村へ提供します。
- ・個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影しますのでご了承ください。